

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受注者を選定するので、次のとおり公告する。

令和8年3月30日

鳥取県知事 平井 伸治

1 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度産学官連携による企業誘致支援業務

(2) 業務内容

別添「令和8年度産学官連携による企業誘致支援業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりとする

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月5日まで

(4) 予算額

金5,000,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 参加資格要件

(1) 単独事業者による参加

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 日本国内において法人格を有していること。

ウ 本件調達の公告日から本件業務の企画提案書の提出期限までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 鳥取県(以下「発注者」という。)との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

オ 本件業務に係る委託契約に係る訴えについて、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることを認める者であること。

カ 鳥取大学等との調整や首都圏企業とのマッチングが必要なことから、自社のノウハウやネットワークなどを活用してこれらが円滑に行える者であること。

(2) 共同事業者による参加

構成団体が共同して本業務に携わり、それぞれの得意分野で実力を最大限に発揮することでより効果的、効率的に運営することが可能な場合は、共同事業者による参加を可とする。

本プロポーザルに参加できる共同事業者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

ア 共同事業者の全ての構成事業者が(1)のアからカまでの条件を満たしていること。

- イ 本プロポーザルにおいて、複数の共同事業体の構成員となることはできない。また、共同事業体に所属しながら、別に単独事業者として提案を行うことは認めない。
- ウ 共同事業体のすべての構成事業者が法人格を有すること。

3 審査の方法

審査は、審査会を開催し、あらかじめ提出された企画提案書等、提案者からのプレゼンテーション及び提案者との質疑応答を受けて、審査基準に基づき審査委員が個別に審査採点（100点満点）し、その点数を合計する方法により得点を算出して行う。
詳細は、別添「令和8年度産学官連携による企業誘致支援業務に係る公募型プロポーザル審査要領」による。

4 選定方法

3により最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。
なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

5 手続き等

(1) 書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県商工労働部立地戦略課

電話：0857-26-7245、ファクシミリ：0857-26-8117

電子メール：ritti@pref.tottori.lg.jp

(2) 「令和8年度産学官連携による企業誘致支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）及び仕様書等の交付

実施要領等は、令和8年3月30日（月）から同年4月10日（金）までの間、インターネットの鳥取県商工労働部立地戦略課の公式ウェブサイト（<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=210952>）に掲載するため、この公募型プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は当該ウェブサイトからダウンロードして入手するものとする。

ただし、これにより難い者に対しては、その申し出により次のとおり直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和8年3月30日（月）から同年4月10日（金）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1) に同じ

6 企画提案書等提出書等の提出

(1) 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、令和8年4月10日（金）午後5時までに、実施要領5（1）による参加表明書等を実施要領14の場所に持参又は郵送（必着）により提出し、送付の場合は併せて電話連絡すること。

(2) 企画提案書の提出

本県業務に係る企画提案書の提出は、令和8年4月24日（金）午後5時までに、実施要領7（1）に記載する企画提案書等を作成の上、実施要領14の場所に持参又は郵送

(必着) し、送付の場合は併せて電話連絡を行うこと。

7 企画提案のプレゼンテーションの実施

審査に当たり、審査委員に対してプレゼンテーションを行うこと。

(1) 日時 令和8年5月上旬～中旬(予定)

(2) 場所 鳥取県庁内会議室

(3) プレゼンテーション持ち時間等 20分以内(厳守)

※プレゼンテーション終了時、審査委員からの質問時間を10分間設ける。

※基本は、対面によるプレゼンテーションとするが、やむを得ない場合はWEBによる参加・提案を認めるものとする。

(4) その他 正式な開催日時、集合時間及び会議室等は、別途参加表明者に通知する。

8 契約の締結

4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、契約を締結する。

この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。

協議が不調なときは、4により順位付けられた順位の者から順に契約の締結の協議を行う。

9 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部または一部を免除する場合がある。

10 その他

(1) 次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書を無効とする。

ア 2の参加資格のない者が提出した企画提案書の及び虚偽の記載がなされた場合

イ 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合

ウ 審査の公平性を害する行為があった場合

(2) 参加費用等

この公募型プロポーザルに係る書類の作成等、参加のために必要となる費用は、すべて受注者又は提案者の負担とする。

(3) 著作権の取扱い

ア 選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあつては提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 発注者は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(4) 情報公開の取扱い

提案者は、企画提案書が鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になることをあらかじめ承知の上、必要な書類を提出するものとする。

(5) その他

ア 詳細は、実施要領による。

イ 契約書の作成に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。

ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えないで用語を変更するときがある。